

平成21年12月28日

東京都知事

石原慎太郎様

特別区長会会長

多田正見

調整税の減収補填措置の実施についての緊急要請

平成21年度において、都区財政調整の原資として都税とされている市町村民税法人分の大幅な減収が見込まれる状況にあります。

年度途中の調整税の減収は、特別区財政調整交付金の減額につながるだけでなく、特別区は他の市町村と同様の減収補填債を発行することができません。このため、地方財政対策としての減収補填債に見合う額を、都区市町村振興基金を通じて区に貸付け、償還費は、都区財政調整の需要額として算定することを平成12年都区制度改革時に都区合意しています。

従って、特別区としては、現在行われている都区財政調整協議の中で、都区間の合意に従った対応を求めているところです。

しかしながら、都は、今回の減収に対して、区市町村振興基金の活用は認められないとの考え方を示しているとのことであり、到底受け入れることはできません。

特別区は、厳しい経済・財政状況の下で、区民サービスの水準を確保すべく、行財政運営の改革を徹底しながら懸命の努力を続けていますが、景気回復の見通しが立たない中で、減収補填の措置を講じなければ、特別区は極めて深刻な影響を被ることになります。

今回の減収が区民サービスの急激な低下に直結することの無いよう、都区合意に基づき、所要の措置を講じ、区市町村振興基金を通じた減収補填債に見合う特別区への貸付を行うことを要請します。

平成21年12月28日

東京都議会自由民主党

幹事長 川井 しげお 様

特別区長会会長

多田 正見

調整税の減収補填措置の実施についての緊急要請

平成21年度において、都区財政調整の原資として都税とされている市町村民税法人分の大幅な減収が見込まれる状況にあります。

年度途中の調整税の減収は、特別区財政調整交付金の減額につながるだけでなく、特別区は他の市町村と同様の減収補填債を発行することができません。このため、地方財政対策としての減収補填債に見合う額を、都区市町村振興基金を通じて区に貸付け、償還費は、都区財政調整の需要額として算定することを平成12年都区制度改革時に都区合意しています。

従って、特別区としては、現在行われている都区財政調整協議の中で、都区間の合意に従った対応を求めているところです。

しかしながら、都は、今回の減収に対して、区市町村振興基金の活用は認められないとの考え方を示しているとのことであり、到底受け入れることはできません。

特別区は、厳しい経済・財政状況の下で、区民サービスの水準を確保すべく、行財政運営の改革を徹底しながら懸命の努力を続けていますが、景気回復の見通しが立たない中で、減収補填の措置を講じなければ、特別区は極めて深刻な影響を被ることになります。

このため、今回の減収が区民サービスの急激な低下に直結することの無いよう、都区合意に基づき、所要の措置を講じ、区市町村振興基金を通じた減収補填債に見合う特別区への貸付を行うことを都知事に緊急要請いたしました。

貴職におかれましては、特別区の置かれている状況をご高配の上、本要請の内容が実現されるよう、特段のご理解とお力添えをお願いいたします。

平成21年12月28日

都議会公明党

幹事長 中嶋 義雄 様

特別区長会会長

多田 正見

調整税の減収補填措置の実施についての緊急要請

平成21年度において、都区財政調整の原資として都税とされている市町村民税法人分の大幅な減収が見込まれる状況にあります。

年度途中の調整税の減収は、特別区財政調整交付金の減額につながるだけでなく、特別区は他の市町村と同様の減収補填債を発行することができません。このため、地方財政対策としての減収補填債に見合う額を、都区区市町村振興基金を通じて区に貸付け、償還費は、都区財政調整の需要額として算定することを平成12年都区制度改革時に都区合意しています。

従って、特別区としては、現在行われている都区財政調整協議の中で、都区間の合意に従った対応を求めているところです。

しかしながら、都は、今回の減収に対して、区市町村振興基金の活用は認められないとの考え方を示しているとのことであり、到底受け入れることはできません。

特別区は、厳しい経済・財政状況の下で、区民サービスの水準を確保すべく、行財政運営の改革を徹底しながら懸命の努力を続けていますが、景気回復の見通しが立たない中で、減収補填の措置を講じなければ、特別区は極めて深刻な影響を被ることになります。

このため、今回の減収が区民サービスの急激な低下に直結することの無いよう、都区合意に基づき、所要の措置を講じ、区市町村振興基金を通じた減収補填債に見合う特別区への貸付を行うことを都知事に緊急要請いたしました。

貴職におかれましては、特別区の置かれている状況をご高配の上、本要請の内容が実現されるよう、特段のご理解とお力添えをお願いいたします。

平成21年12月28日

都議会民主党

幹事長 大沢 昇 様

特別区長会会長

多田 正見

調整税の減収補填措置の実施についての緊急要請

平成21年度において、都区財政調整の原資として都税とされている市町村民税法人分の大幅な減収が見込まれる状況にあります。

年度途中の調整税の減収は、特別区財政調整交付金の減額につながるだけでなく、特別区は他の市町村と同様の減収補填債を発行することができません。このため、地方財政対策としての減収補填債に見合う額を、都区区市町村振興基金を通じて区に貸付け、償還費は、都区財政調整の需要額として算定することを平成12年都区制度改革時に都区合意しています。

従って、特別区としては、現在行われている都区財政調整協議の中で、都区間の合意に従った対応を求めているところです。

しかしながら、都は、今回の減収に対して、区市町村振興基金の活用は認められないとの考え方を示しているとのことであり、到底受け入れることはできません。

特別区は、厳しい経済・財政状況の下で、区民サービスの水準を確保すべく、行財政運営の改革を徹底しながら懸命の努力を続けていますが、景気回復の見通しが立たない中で、減収補填の措置を講じなければ、特別区は極めて深刻な影響を被ることになります。

このため、今回の減収が区民サービスの急激な低下に直結することの無いよう、都区合意に基づき、所要の措置を講じ、区市町村振興基金を通じた減収補填債に見合う特別区への貸付を行うことを都知事に緊急要請いたしました。

貴職におかれましては、特別区の置かれている状況をご高配の上、本要請の内容が実現されるよう、特段のご理解とお力添えをお願いいたします。